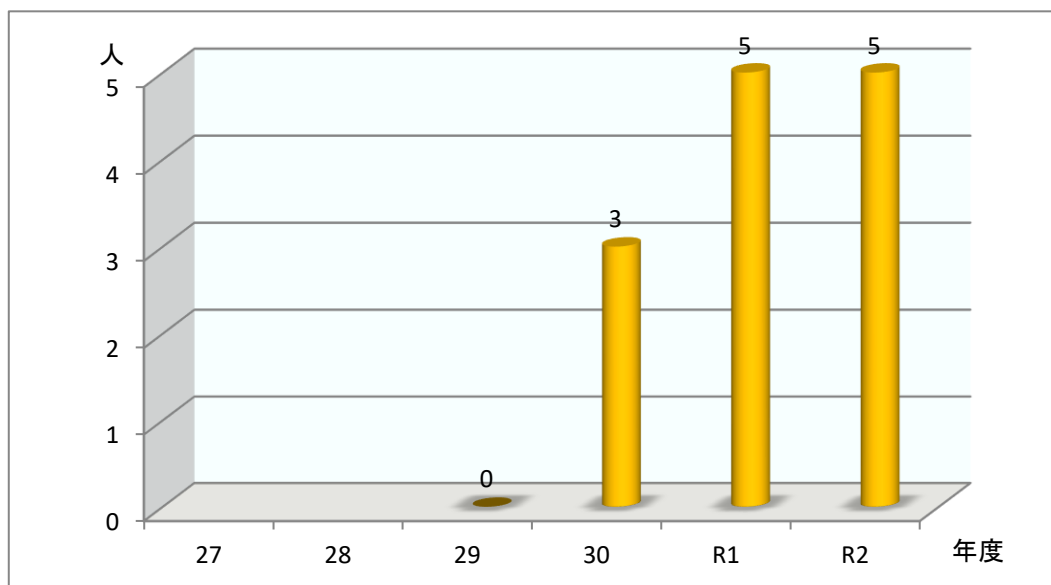


55 研究推進を担当する専任教員数

実績



自己点検評価

専任教員3名を含む5名の教員が、特定臨床研究、及び臨床研究法において努力義務となる侵襲・介入研究の実施を支援してきました。今後は、関連する学会や外部機関が主催する研修会等に積極的に参加することで、より一層、専門性を高め、専任教員の役割に応じた支援体制のさらなる充実を図ります。

定義

対象年度4月1日時点で、各国立大学病院の臨床研究支援部門に所属し、研究・開発戦略支援者(プロジェクトマネジャー)、調整・管理実務担当者(スタディマネジャー)、CRC、モニター、データマネジャー、生物統計学専門家、監査担当者、臨床薬理専門家、倫理審査を行う委員会の事務局担当者、教育・研修担当者、臨床研究相談窓口担当者などの業務を担当している、もしくは研究推進を担当している専任教員で、50%以上のエフォートを有する教員の合計人数。

算式